

◎新型コロナウイルス禍で考える日本の行方

◎第 44 回 大型連休と日本国憲法

全国日本語学校連合会 研究員 對馬好一

わが国では、4 月末から 5 月初旬にかけて祝祭日が連なり、「大型連休」「ゴールデンウィーク」と呼んで、春から初夏に移り行く、爽やかな気候が楽しめます。今年もこの期間、全国的に比較的いい天気に恵まれ、遅いサクラに彩られた北海道から、温かくなった海で海水浴ができる沖縄まで、日本列島各地は様々な風景に彩られました。ただ、今年は各地で 25°C を超える「夏日」を観測する一方、旭川市あさひかわしなど北海道の一部では遅い雪が舞ったこともあり、不思議な気象に驚かされた日がありました。

そんな列島各地の新幹線や高速道路は混雑し、国際空港は海外に旅立つ人であふれました。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが 5 類に移行して 1 年がたち、コロナ前の賑わいが戻ってきたのは大変にいいことだと思います。

4 月 29 日は「昭和の日」、5 月 3 日は「憲法記念日」、4 日は「みどりの日」、5 日が「こどもの日」です。そしてそれぞれの祝日が日曜日と重なる場合は翌日の月曜日（月曜日も祝日の場合は直近の平日）が「振替休日」で休みになります。その結果、その年の曜日の並びにもよりますが、土曜日も含めると、10 日間に 7 日程度の休日があることになります。

今年も 4 月 29 日が月曜日だったため、27 日の土曜日から 3 連休、その後 3 日間の平日があり、5 月 3 日から 6 日のこどもの日の振替休日までは 4 連休になりました。5 月 1 日は祝日ではありませんが、世界各地で行われる労働者の祭典「メーデー」ですので、経営者と労働組合が交渉して休みにしている企業もあります。4 月 30 日から 5 月 2 日までの 3 日間に休みを取ることで、10 日間の連続休暇を楽しめた人もいます。

一方で、休みが続くことで生活のリズムが崩れ、5 月の連休明け以降、心身の変調に苦しむ人も多くなっています。4 月に入学や就職をして、新しい環境に慣れないまま休みが続き、5 月の日常生活にうまく入れない「五月病」になり退学や離職に追い込まれる人もいます。この休みの前後は体調や心の管理に気を配ることが大切でしょう。

連なる祝日のうち「昭和の日」は、現在の天皇陛下の 2 代前の昭和天皇（1901–1989。第 124 代天皇としての在位は 1925 年 12 月 25 日から 1989 年 1 月 7 日で、その期間の年号が「昭和」）の誕生日です。経済恐慌や戦争など激動の日々を経て、戦災復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に想いをいたす日として制定されています。

「憲法記念日」は、昭和 22（1947）年の日本国憲法施行日を記念したものです。

「みどりの日」は、学者として植物に造詣が深かった昭和天皇を偲び、それまで天皇誕生日で祝日だった 4 月 29 日に制定されました。5 月 4 日は「祝日と祝日に挟まれる平日は休み」という特例法で休日だった時期もありましたが、祝日法改正で 4 月 29 日を「昭和の日」にするのに合わせ、「みどりの日」が 5 月 4 日に移りました。

「こどもの日」の5月5日はもともと、男の子の誕生と成長を祝う「端午の節句」でした。現在の憲法が施行された翌年の昭和 23（1948）年に「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかるとともに、母に感謝する日」として、男女にかかわらずこども達の成長を慶ぶ日になりました。各家庭では鯉のぼりや兜かぶとを飾ってお祝いします。因みに、雛人形ひなにんぎょうを飾って女の子の幸福を祝う3月3日の「桃の節句」は国民の祝日ではなく、祝日は5月5日の「こどもの日」に集約されています。

「節句」の意味は「季節の節目となる日」です。8世紀ごろに中国から日本に渡ってきた、自然や社会の現象を「陰」と「陽」の2つの原理の消長、変化によって説いた「陰陽五行説いんようごぎょうせつ」が由来とされており、1月7日、7月7日、9月9日と合わせて「五節句」と呼ばれています。

大型連休中、皆さんはどのように過ごしたでしょうか。私は首都圏を遠く離れることはありませんでしたが、4月28日の土曜日は東京・中野で日本人とネパール人が数百人集まる交流会に出席しました。29日には東京・駒沢陸上競技場でアメリカンフットボール、5月4日は東京・八王子市の野球場で準硬式野球の試合を観戦し、その間の2日には東京・渋谷付近で散歩を楽しみ、14,535歩も歩きました。5日には栃木・那須塩原市でゴルフのプレーをし、6日は東京・早稲田にある学生時代の恩師のお墓にお参りをしました。とてもいいゴールデンウィークでした。

実は、大型連休の直前に、現在の日本にとって重要な日があるのですが、国民にあまり意識されていません。それは、4月28日の「主権回復記念日」です。今年は土曜日で連休につながる休みの方が多かったと思いますが、国民の祝日には指定されていません。昭和 20（1945）年に終戦を迎えた大東亜戦争だいたうあせんそうの後、わが国は連合軍最高司令官総司令部（GHQ）の占領下にありました。復興が進み、その占領が終わり、独立を回復したのが昭和 27（1952）年4月28日でした。戦後日本のスタートと言える日です。大きく発展したわが国の戦後史の中で、大変重要な日だと思うのですが、多くの国民の記憶から消えているのが残念です。日本の安寧と世界の平和を祈るためにも忘れたくない記念日です。

5月4日付『産経新聞』によれば、憲法記念日の3日、岸田文雄首相は都内で開かれた憲法改正を求める民間の集会にビデオメッセージを寄せ、憲法改正について「国会の発議はつぎが重要」だとの考えを強調しました。そのうえで、憲法への自衛隊明記や、大災害と国政選挙が重なった時の国会議員の任期延長などの緊急事態条項の新設などの憲法改正に意欲を示したそうです。

昭和 22年に施行された日本国憲法はそれ以来、77年間にわたり、一字一句改正されていません。世界で最も長い間修正されていない憲法です。GHQの米軍将校らが原案を作ったと言われており、20世紀中盤以来変わっていないことで、時代に合わない基本法になっています。与党の自由民主党は自主憲法制定を目指して昭和 30（1955）年に結党されましたが、いまだにその党是は実現していません。

そのため、同党総裁でもある岸田首相は「自分の総裁任期中に憲法改正を実現する」との公約を掲げています。現在開会中の通常国会では、衆議院、参議院のそれぞれの憲法審査会でようやく各党の議論が始まりましたが、具体的な条文改正にたどり着くかどうか見通しは明るくないでしょう。

日本国憲法では、改正について、第96条1項で「この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行^{おこなわれる}はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする」と規定しています。「各議院」とは衆議院、参議院の両院を指しており、発議には議員の3分の2の賛成が求められているので、与党だけではなく野党の協力も必要だということになります。また、国民投票法をめぐる細かいルールもまだ決められていません。

しかし、第9条の「戦争の放棄」などをめぐり、現在の憲法を維持しようとする野党第一党の立憲民主党は改正に極めて慎重であり、改正手続きは遅々として進んでいません。時代の変化に合った自主憲法の制定が求められます。

憲法記念日がある大型連休が訪れると、こうしたこの国の基本的立ち位置を考えざるを得ません。元日から能登半島地震に見舞われ、ウクライナやパレスチナをはじめ世界各地で戦火が続く今年、そんなことを考えながら連休を過ごしました。